○九州地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

九州地方整備局長　森田　康夫

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　熊本都市計画下水道事業熊本セミコン特定公共下水道

三　事業施行期間　自令和七年四月一日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　熊本県合志市福原字馬立、字上馬立、字下馬立及び字宮ノ上並びに同県菊池郡菊陽町大字原水字西上原地内

使用の部分　熊本県熊本市北区弓削二丁目、弓削三丁目、弓削四丁目及び弓削六丁目、同県合志市竹迫字中津並びに福原字長迫、字馬飼代、字大谷及び字上馬立並びに同県菊池郡菊陽町大字原水字下大谷、字村上、字井手ノ上、字大人足、字佐渡原、字西佐渡原、字北上原、字西上原、字上長塚、字上堀川、字上前通、字中堀川、字中前通、字道上、字北下原、字上中野及び字下中野並びに大字津久礼字下沖野、字廣街道及び字石坂地内

○北海道開発局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別四三六番一から同村知来別四六二一番まで	前	A　二一・三八～二五・五九メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二〇・八九～五五・五八メートル	
	後	B　二〇・八九～五五・五八メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月一日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
紋別市沼の上一七八番から同市小向七九番三まで	前	A　九・五〇～一二四・三〇メートル	上記A、B、C、D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E　一四・七〇～一四九・八六メートル	
	後	A　九・五〇～一二四・三〇メートル	
		B・C・D・E　一一・二五～一四九・八六メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道岩内郡岩内町字大浜一番一七地先から同郡共和町幌似二〇三〇番四まで	前	A　一八・〇〇～四八・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一四・〇〇～七九・九〇メートル	
	後	A　一八・〇〇～四一・二七キロメートル	
		B　一三・七〇～七九・九〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道上川郡下川町二の橋九五五番一から同町二の橋五七〇番二まで	前	A　二二・九九～四七・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二〇・九一～四〇・三〇メートル	
	後	A　〇・九五六～〇・九一五キロメートル	
		B　二二・九九～七五・六九メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部